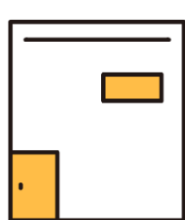


千代田町への
移住で

最大

100万円の

補助金がもらえます！



交付の対象となる方 (全てに該当)

40万円

※中古住宅の購入の場合は 30万円



転入日から起算して
過去5年間、千代田町に
居住履歴がない※1方

千代田町内で建築または
購入した新規住宅に
転入※2する方

住宅の契約締結日に
満40歳以下の方

10年以上千代田町に
居住する方

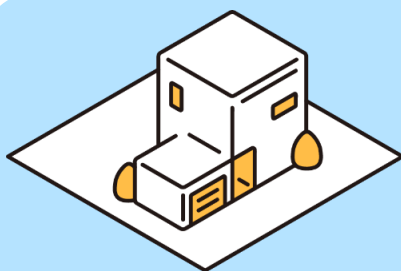
※1 令和7年4月1日以降、町内に存する実家へ転入し、その後新規住宅へ転居する方も対象（新規住宅の契約日以降に転入し、転入日から1年以内に新規住宅へ転居した場合のみ） ※2 町内アパートへ転入し、新規住宅へ転居する方も対象

追加交付の対象となる方 (上記要件を満たしている方のみ)



中学生以下の扶養する子と
同居する場合
(妊娠中でもOK)

20万円



ふれあいタウンちよだ※3の
分譲地を購入した場合

40万円

※3 ふれあいタウンちよだとは？
群馬県・千代田町が分譲する住宅団地です。
平均面積 約80坪
分譲価格 493万円～／(坪6万円～)
(地盤改良・下水引込済み)



ふれあいタウン
ちよだ公式HP



千代田町移住者住宅取得費等補助金について(概要)

【令和8年4月1日現在情報】

■補助対象者

- (1) 転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民台帳に登録されたことのない者のうち、次のいずれかに該当する者
 ア:平成28年4月1日以降に取得住宅に転入し、本町の住民基本台帳に登録された者
 イ:平成28年4月1日以降に本町内の民間賃貸住宅に転入し、本町の住民基本台帳に登録された者で、取得住宅に転居する者
 ウ:令和7年4月1日以降に三親等以内の親族が所有する住宅に一時的に転入し、本町の住民基本台帳に登録された者で、新築の取得住宅に転居する者。ただし、住宅の契約締結日が転入日より前で、転入した日から1年以内に新築の取得住宅に転居した場合に限る。
- (2) 平成28年4月1日以降に取得住宅(三親等以内の親族からの購入を除く。)の契約を締結した者
- (3) 取得住宅の契約締結日に満40歳以下の者
- (4) 取得住宅に10年を超えて居住しようとする者
- (5) 申請者の属する世帯全員が前住所地の市区町村税(市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。)及び国民健康保険税を滞納していない者
- (6) 千代田町暴力団排除条例(平成24年千代田町条例第14号)第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

■補助額

取得した住宅に転入(転居)した日により補助額が異なります。以下において最初に表示されている額は、令和5年4月1日以降に転入(転居)した方の場合の補助額。()内の額は令和5年3月31日以前に転入(転居)した方の場合の補助額になります。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅の購入経費の2分の1以内の額:限度額40万円(30万円)
 (2) 中古住宅の購入経費の2分の1以内の額:限度額30万円(20万円)

■加算要件

- (1) 補助対象者が中学生以下の扶養する子(申請要件を全て満たした時点で出産予定であることが母子手帳等により確認でき、出生後に同居する予定の子を含む。)と同居する者の場合:子の人数に関わらず、一律20万円(10万円)
 (2) ふれあいタウンちよだ住宅団地の分譲地を購入した場合:一律40万円(20万円)

■申請書類

- (1) 千代田町移住者住宅取得費等補助金交付申請書(様式第1号)
 (2) 世帯全員の住民票(※「誓約書兼同意書」にて同意及び署名がある世帯員は提出不要)
 (3) 本町への転入の日から5年前の住所地が証明できる戸籍の附票の写し
 (4) 取得住宅に係る契約書の写し (5) 取得住宅に係る領収書の写し (6) 建築確認検査済証の写し
 (7) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 (8) 前住所地の市区町村民税の納税証明書(市区町村民税及び国民健康保険税)
 (※前住所地での取得が発行可能期間の超過により困難な場合で、かつ、「誓約書兼同意書」にて同意及び署名がある世帯員は提出不要)
 (9) 取得住宅の案内図 (10) その他町長が必要と認める書類